

松江市告示第324号

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）（以下「改正法」という。）附則第5条の規定によりなお従前の例によることができるとされた改正法による改正前の農業経営基盤強化促進法（以下「旧法」という。）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、旧法第19条の規定により告示する。

令和5年4月28日

松江市長 上 定 昭 仁